

# 「動物の愛護及び管理に関する法律」

が改正され、令和2年6月1日に施行されました

## 繁殖防止の義務化

適正飼養が困難な場合、不妊去勢手術等の措置を講じなければならない



## 都道府県による立入検査、指導、勧告、命令等を規定

- ・ 不適正飼養に係る指導の拡充  
動物の飼養・保管・給餌・給水により、生活環境が損なわれていると認める場合
- ・ 不適正使用者への立入権限の付与  
不適正飼養に起因して動物が衰弱する等、虐待の恐れがあると認められる場合

詳細は裏面へ



## 特定動物に関する規制の強化

- ・ 特定動物が交雑して生じた動物も規制対象に追加
- ・ 特定動物の愛玩目的での飼養を禁止

※特定動物とは、人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物として政令で定められる動物種のこと（トラ、タカ、ワニ、マムシなど約650種）



## 動物虐待に対する罰則の引き上げ

- ・ 愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者  
→5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- ・ 愛護動物をみだりに虐待した者、遺棄した者  
→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

※愛護動物とは古くから家畜やペットとして普及していた牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひるの他、人が占有している哺乳類、鳥類及び爬虫類のこと



## 動物の愛護及び管理に関する法律

### 第25条第1項

都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって**周辺の生活環境が損なわれている事態**※として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

### ※周辺の生活環境が損なわれる事態

次のいずれかに該当するものが、周辺住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別な事情があると認められる事態

- ①動物の鳴き声その他の音
- ②動物のふん尿その他の汚物の放置により発生する臭気
- ③動物の毛の飛散
- ④多数のねずみ、はえ、蚊、ノミその他の衛生動物の発生



### 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指導フロー

指導・助言  
(第25条第1項)

勧告  
(第25条第2項)

命令  
(第25条第3項)

警察に  
告発

50万円以下の罰金  
(第46条の2)

萩市環境衛生課

☎ 25-3661